

滝山棟管理協議会会則

2020（令和2）年6月1日施行

（名 称）

第1条 本会は滝山棟管理協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は各棟区分所有建物管理会（以下「建物管理会」という。）の自主性を尊重し、建築協定第7条の共有部分の修理等に関する事項及びその他必要と認められた事項について協議、実施することを目的とする。

（構 成）

第3条 協議会は、滝山住宅すべての建物管理会により構成する。

（会 員）

第4条 協議会の会員は各建物管理会から選出された代表者各1名、計32名とする。

2 滝山住宅管理組合から選出された4名以内を加える。

（会員の任期）

第5条 会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（業 務）

第6条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 建築協定第7条の共有部分の修理等に関する情報交換、及び統一見解の協議。
- (2) 共有部分の修理等に関する共同工事の実施。
- (3) その他必要と認められた業務（仲裁・勧告）。

（役 員）

第7条 協議会の役員は会長1名、副会長1名、幹事2名とする。

2 役員は会員の互選とする。

3 役員任期は、原則として1年とする。

（運 営）

第8条 定例会議は原則として毎月1回とする。

2 会長は必要に応じ、臨時に会議を開催することができる。

3 協議会に事務局を置き、幹事がこれに当る。

4 必要に応じ諮問機関として、専門委員会を置くことができる。

5 定例会議及び臨時会議における決議は出席会員の過半数の賛成よって行う。

（財 務）

第9条 会務の遂行に必要な費用は、その都度、会員の決議により各建物管理会に賦課することができる。

（附 則）

1. この会則は2020年6月1日から施行する。
2. この会則の変更は会員の過半数の賛成よって行う。
3. 2020年5月31日を以って滝山棟建築協議会規約を廃止する。